

玉野市空き家改修事業補助制度

空き家になっている住宅の有効活用を図るため、空き家を購入、貸借した方または贈与を受けた方を対象に、住宅の改修等に要する費用を補助します。（補助金を受けるには着工前に申請が必要です。一度ご相談ください。）

※この制度で「改修等」とは、住宅の機能、性能を維持、向上させるために、修繕、補修、更新、取替え等を行うこと、または必要な機能を追加することをいいます。

◇補助対象者

次のすべての要件を満たす人

- 玉野市の「空き家情報」に登録されている空き家の所有者または利用登録者（登録者同士が2親等以内の親族でないこと）
- 玉野市の「空き家情報」に登録されている空き家を購入する人または贈与を受ける人
貸借契約の場合は、貸主または借主
- 補助金交付後3年以上継続して玉野市に住民登録する人。（改修後、3年以上継続して補助の対象になった住宅に居住する人）
- 市税等の滞納がない人
- 市内の施工業者を利用して改修工事を行う人

◇補助対象住宅

- 一戸建ての住宅
- 併用住宅（住居と店舗、事務所等が一体となった建物のうち、住居部分が1/2以上の建物）
- 交付申請日の1年以内に購入、受贈または貸借した住宅（限度額に達するまで期限内複数回申請可）

◇補助金額

- 補助対象経費の1/2以内
- 限度額500千円
- 補助対象者の委任により直接施工業者に交付

◇補助申請

- 必ず着工前に申請してください

◇補助対象になる改修等の施工例

※住居機能以外の改修等、及び改修等を伴わない設備、備品等の購入、設置は対象外です。また、国・県・本市の他の補助制度を活用した改修等も対象外になります。

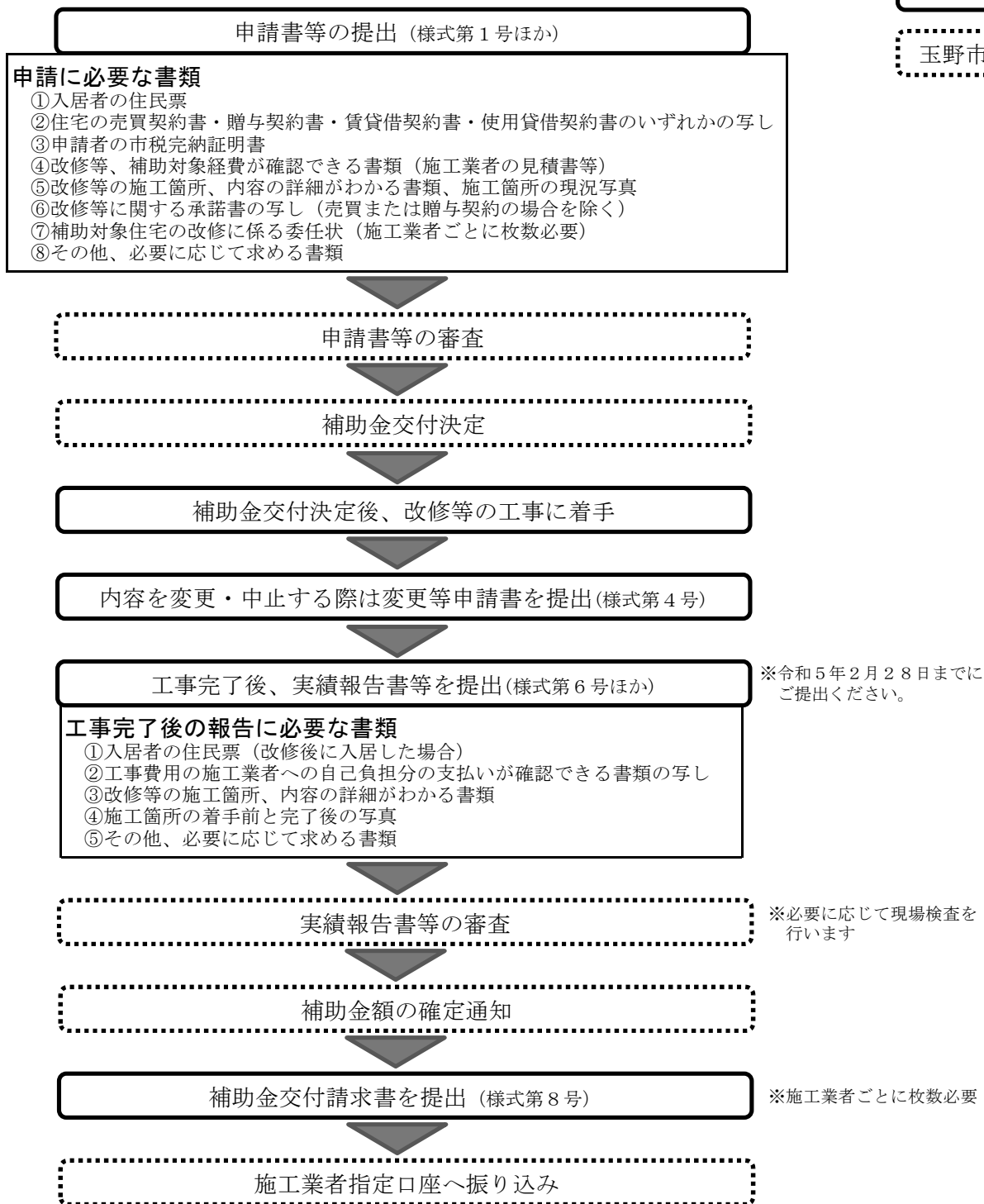
区分	改修等の内容	備考
対象	既存住宅の増築・改築工事	
	浴室、台所、洗面所、トイレの改修等	
	給水・排水設備工事	
	ガス・給湯設備工事	
	電気設備工事	オール電化住宅のための工事を含む
	屋根のふき替え、塗装、防水工事	
	外壁の張り替え、塗装工事	
	部屋の間仕切りの変更、新設工事	
	床、内壁、天井の張り替え等、内装工事	
	ふすま、障子の張り替え、畳の取り替え	
	建具等の取り替え、新設工事	
一部対象	住宅の解体工事	解体工事のみは対象外。増・改築工事等に伴う解体工事は対象
	バリアフリー改修工事	他の補助制度を活用して改修等を行う部分は対象外
	店舗併用住宅の住居と店舗等の共用部分	住居部分の面積で按分
対象外	車庫、物置、倉庫等の工事	
	門扉、塀等の外構工事	
	植樹、剪定等の植栽工事	
	太陽光発電設備等の設置工事	
	店舗併用住宅で店舗等の部分の改修工事	
	電話、インターネット、TVアンテナの設置・配線工事	
	エアコン、照明器具等の電化製品、の購入・設置	
	家具、カーテン、ブラインド等の購入・設置	
	ガスコンロ、食洗機、オープンレンジ等の購入・設置	キッチンユニットの取り替えに伴うものは対象
	温水洗浄便座の取り替え、設置	便器の取り替え工事に伴うものは対象
	ハウスクリーニング、防虫、消毒等	

◇申請から交付までの流れ

必ず着工前に申請してください

申請者

玉野市



注 意！

補助金を受けた人は、関係書類を交付後3年間保存してください。

次のような場合、交付した補助金の一部、または全額の返還を求められることがあります。

- ・改修後3年未満で市外に転出、または補助金の対象になった住宅から転居する。
- ・市税等に滞納が生じる。
- ・補助金の申請書類等に偽り、不正がある。

<お問い合わせ>

玉野市役所 2F 都市計画課

☎0863-32-5538

e-mail : toshikeikaku@city.tamano.lg.jp